

平成29年度舞鶴市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成29年度舞鶴市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度舞鶴市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
浄水汚泥処理経費	自 平成29年度 至 平成31年度	千円 42,900

平成29年11月29日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 補 助 金	企 業 債	損益勘定留保 資金等
浄 水 汚 泥 処 理 経 費	千円 42,900	—	千円 —	平成29年度 から31年度 まで	千円 42,900	千円 —	千円 —	千円 42,900